

平成27年勝浦町マラソン議会（12月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成27年12月15日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開会 12月15日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 12月15日 午前11時17分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

5番	松田貴志	6番	籾公一
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	松本重幸	福祉課長	大西博己
住民課長	笹山芳宏	教育委員会事務局長	河野稔彦

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第1号）

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 勝浦町行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例について

日程第5 議案第2号 勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部
を改正する条例について

日程第6 議案第3号 勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につ
いて

日程第8 議案第5号 平成27年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第
1号）について

日程第9 同意第1号 勝浦町教育委員会委員の任命について

日程第10 町民の声に対する質問

日程第11 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成27年勝浦町マラソン議会を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

11月27日，上勝町で開催された勝浦郡町村会議員研修に全議員が出席しました。

11月28日，勝浦町で開催された平成27年度人権を考える勝浦郡民のつどいに美馬議員と私が出席しました。

12月13日，勝浦町で開催された第62回徳島駅伝勝浦郡選手団結団式に全議員が出席しました。

法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，福田副町長，椎野教育長，伊丹参事ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

平成27年勝浦町マラソン議会12月会議における会議録署名議員は，5番松田議員，6番籾議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬議会運営委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） 11月26日に議会運営委員会を開きましたので，協議結果を報告いたします。

会議日程であります。本日1日を予定といたします。ご協力よろしくお願ひいた

します。

以上、報告といたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第4，議案第1号，勝浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてから議案第4号，定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑をしたいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から議会の挨拶並びに本件の趣旨説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成27年勝浦町マラソン議会12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところをご出席を賜りまして、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろから町行政の発展にご尽力をいただいておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

さて、徳島県東部7市町村による広域ごみ処理施設の建設計画を進めてまいりましたが、佐那河内村の建設予定地の白紙の撤回を受けまして徳島市が単独整備の方針を打ち出し、徳島東部地域環境施設整備促進協議会の解散が11月30日に決まったところでございます。今後ともごみ処理の対策につきましては、近隣市町村と十分に連携しながら協議をしてまいりたいと考えております。

11月12日には、ふれあいの里さかもとにおきまして、第14回の全国勝浦ネットワー

ク会議が開催されました。会議では、それぞれが抱える課題につきまして意見交換を行うとともに、イベントのときの特産品販売などの実施及び相互の産業振興が図れる事業について協議がされました。今後におきましても、引き続き相互交流を充実してまいりたいと考えております。

11月15日には、星谷運動公園におきまして、かつうら元気市が開催されました。今回は町制60周年の記念行事といたしまして開催をし、多くの家族全員が楽しめるようイベントにさまざまな工夫を行うとともに約650発の花火を打ち上げるなどを行った結果、従来の参加者を大幅に上回る6,300人余りの来場者で大いににぎわったところでございます。今後とも、こうしたイベントを通じ、特産品の販売拡大、そして観光案内の充実を図り、観光交流の情報発信に努めてまいります。

12月13日には、徳島駅伝勝浦郡選手団の結団式が行われました。勝浦郡チームは、前回大会念願の最下位脱出を果たすとともに、8年ぶりの12位と順位を飛躍的に上げることができました。今大会につきましても、選手団、役員、選手一同が一致団結し、一つでも上の順位を目指して全力で取り組んでまいります。

それでは、会議に上程をいたしております議案につきまして提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、勝浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてであります。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められた自治体の判断による個人番号の独自利用や同一自治体内の機関外への特定個人情報の提供を行う場合に条例を定めることが必要となることから、制定を行うものであります。

議案第2号は、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例につきましては、当初関係法令の定めにより改正を行ってまいりましたが、さらに改正する必要が生じたため、規定の改正を行うものであります。

次に、議案第3号は、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例につきましては、介護保険料の徴収猶予及び減免手続について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められた個人番号を関係書類に記載することによりましてこれまで必要としていた添付書類の提出を不要とするため、勝浦町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

議案第4号は、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

これは、現在本町や徳島市、小松島市などが締結をしております定住自立圏形成協定について、小松島市に設置を予定をしています火葬場の広域利用の項目を追加するものであります。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 議案第1号から議案第4号までについて、町長の説明が終了しました。

これより詳細説明を関係各課長に求めます。

議案第1号について、伊丹参事から説明をお願いします。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） おはようございます。

それでは、私のほうから議案第1号をご説明いたします。

議案第1号は、勝浦町行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございます。新しく条例を制定いたします。

行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この後、法律名が長過ぎますので番号利用法と申し上げます。

この番号利用法の第9条におきまして、個人番号の利用ができる事務の範囲、それから第19条では特定個人情報の提供制限に対する例外について規定がされております。もう少し申し上げますと、第9条の第2項では、自治体の執行機関が社会保障、それから地方税、それから防災分野の事務で条例で定めるものについては個人番号を

利用することができるというふうに定められております。それとともに、第19条第9号では、条例を定めれば自治体の機関、役場の中のそれぞれの所管の機関ですけれども、これに特定の個人情報を提供することができるというふうに定められております。このことによりまして、自治体の判断によりまして個人情報の独自利用、それから自治体内の、役場内ですけれども、執行機関において特定個人情報の提供を行う場合には条例を定めることが必要となるために、その利用範囲、それから提供範囲を新しく規定をするものでございます。

条例案をちょっとごらんいただけたらと思います。

第1条につきましては趣旨でございまして、番号利用法に基づく個人番号の利用と個人情報の提供に関し必要な事項を明らかにしております。それから、第2条におきましては定義でございまして。この条例において用いられる用語の定義を規定しております。それから、第3条は町の責任ということで、個人番号の利用や提供についての運用に際し、町としての責任を明らかにしております。それから、第4条でございまして、ここは個人番号の利用範囲を定めており、法の第9条第2項の規定に基づきまして自治体が独自に利用する事務を別表の第1、後半のほうにつけておりますけれども、利用する事務を定めております。それから、自治体内の執行機関が行う事務を別表の第2表に規定をいたしております。それから、第5条の別表第3でございまして、これは自治体内の他の機関、役場で申し上げますと部局の異なるところ、議会議務局とか教育委員会でございますけれども、こういう部局の違った機関に対する提供範囲について定めております。それから、附則でございまして、この条例の施行日は平成28年1月1日となっております。

以上、第1号議案についてのご説明といたします。

以上です。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第2号について、松本税務課長に説明をお願いします。

松本税務課長。

○税務課長（松本重幸君） 議案第2号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正は、番号法に係る個人番号、法人番号を税業務で扱う申請書あるいは納

付書、通知書等などへの記載の取り扱いについて、所要の改正を4月議会で承認していただきました。この改正内容の一部を改正する条例ということになります。

お手元に配付させていただいております新旧対照条文のほうをごらんいただきたいと思っております。税務課資料として左上に掲げてございます。右側が改正前で4月議会で承認していただいた内容になります。左側が今回の改正で、改正部分には網かけと下線を付しております。

まず、右側のほうをごらんいただきたいと思っております。

右側の5行目から始まる町税賦課徴収条例第2条第3号と第4号の改正でございますが、この第2条は賦課徴収条例の用語の定義を定めた条項でございます。第3号が納付書と、第4号が納入書になっておりますが、法人にあっては法人番号を記載することとする改正でありましたが、今回の総務省令によりまして納付書、納入書には法人番号は記載しないとされたため、この改正が削除されております。

次の第36条の2以降の改正内容につきましては、ただいまご説明いたしました右側の第2条の改正で法人番号を定義づけされておりましたが、この改正が削除されたため、以降の条文に出現する法人番号について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定されております法人番号である旨の定義をそれぞれ補足するものでございます。ちなみに、第36条の2と申しますのは、町民税の申告ということで町内に新たに事務所あるいは事業所を持った法人については法人町民税を賦課することができますので、その旨を申告させることができるという条文になってございます。

それから、第63条の2と申しますのは、マンション等の家屋に係る区分所有者の区分所有の方法の補正の申し出ということでございまして、申請書を町長に提出するようになっている条文でございます。

それから、第90条におきましては、軽自動車税の減免の申請でございます。

それから、第139条の3につきましては、特別土地保有税の減免の申請ということになっております。

なお、附則でございますが、この条例は公布の日から施行されるということでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君）　続きますして、議案第3号について、大西福祉課長に説明をお願いします。

大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君）　議案第3号でございますが、勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例案でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、以下マイナンバー関連法と申し上げます。その法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第150号）の公布によりまして、勝浦町介護保険条例の改正が必要となったものです。

平成28年1月1日以降の介護保険法施行規則に基づく申請事項等で、いわゆる個人番号を追加することとされました。介護保険制度に係る個人番号が追加される申請事務のうち、同規則に根拠条文のあるもの以外、市町村独自に様式を定めてあるものの個人番号の追加が必要となります。申請事務の大半が介護保険法施行規則に定められていますが、勝浦町介護保険条例の第9条保険料の徴収猶予の規定及び同第10条保険料の減免に関する規定の2つが町独自で条例に定めてあるため、その一部を改正する必要があります。

改正内容につきまして、事前に配付いたしました福祉課の説明資料、条文の対照表をごらんください。

右側が改正前で左側が改正後となっておりますが、第9条につきましては、申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき申請書類を添付して町長にとありますのを、申請書を町長に改正になります。その下、第1号が、氏名及び住所とあるのを、左の改正後は氏名の後に住所及び個人番号を記入すれば申請書類として有効になるという改正でございます。第10条も同様でございますして、申請書に書類を添付して町長にというのを、申請書を町長に提出する。同じように氏名の後に住所とあるのを、住所及び個人番号というふうに改正されます。条例第9条、10条ともに住所と個人番号を記入することで申請者本人を特定するのに必要な書類が省略できるようになるという改正でございます。

議案書のほうをお開きください。

議案第3号の改め文でございます。改め文の附則のところをごらんください。条文によりまして施行期日が違う分を説明します。

附則は施行日の規定でございますが、簡単に要約いたしますと、通常住民が窓口で申請する場合の申請につきましては、番号法附則第1条4号の規定によりまして平成28年1月1日からとなります。ですが、他の市町村からの証明が必要となるケース、例えばわかりやすい例を挙げますと、他の市町村から転入したばかりの住民が申請の際、先住地の所得証明が必要だとします。個人番号を記入することによりその手続が省略ができるのですが、自治体間での情報連携が法律上可能となるのが番号法附則第1条第5号に規定する日、現在の情報では平成29年1月1日を超えない日に法律上国の運用が可能となります。さらに、そこから市町村間の運用が始まるのはさらに半年間を要すると聞かされておりますので、おおむね平成29年7月以降からと聞いております。条例附則はそういった内容の規定でございます。

議案第3号の詳細説明は以上でございます。

○議長（国清一治君） 次に、議案第4号について、笹山住民課長に説明をお願いします。

笹山住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 失礼します。議案第4号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてご説明を申し上げます。

議案書のほうに載せております、徳島市と勝浦町は平成23年3月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結するというところで、下のエ、環境衛生、公共施設の広域利用という表を加える変更をすることのご決議をいただく内容でございます。内容は、取り組みの内容が圏域内小松島市の火葬場整備、推進により広域利用を促進し、住民の快適で衛生的な生活環境の確保を図る。甲の役割、徳島市でございます、小松島市の実施する火葬場整備及び広域利用を円滑に促進するため、連携市町村の調整を図るとともに、甲の区域内の住民に対して広域利用について周知する。乙の役割、勝浦町でございます、甲及び連携市町村と連携し小松島市立火葬場の広域利用について、乙の区域内の住民に周知するという内容でございます。

内容でございますが、小松島市が平成29年4月1日の事業開始を予定し、新小松島

市葬祭場を建設することを計画しておられます。その利用に当たって、徳島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村の住民は軽減料金の利用を可能として、その差額を町村の負担金で補填するものでございます。事業のメリットといたしましては、徳島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村の住民は、小松島の市民と市外料金という2つの金額を設定しておりますが、その市外料金より低い金額で新の葬祭場の利用が可能となります。その差額の負担につきましては、特別交付税で措置される予定でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 提出者の説明は終わりました。

これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑はございませんか。

○10番（大西一司君） なかったら、ほな言います。

○議長（国清一治君） 10番大西議員。

○10番（大西一司君） 大事なのは、特に町の責務ということがクローズアップというか大事になると思うんやけど、いわゆるガバナンス問題、これもうきちっとできなったら、きのうかきょうの報道にあったようなあんな状態になったらこれもうえらいことになるというんで、ガバナンス問題についてどのようにお考えかお聞かせ願いたい。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今もご指摘ありましたように、全国とかいろんな制度でそういう内部からの情報流出というのが大変大きな問題になっていると思ってます。1月1日から施行して、実際に施行していくわけですけども、職員には方々研修もし、情報管理の大切さ、重要性も徹底して、よく携帯の情報の機器で持ち出しというのが、家で仕事をしたりする方がおいでて、今まではそういうメモリーを持って帰ってそこの自分のパソコンから情報が漏れるというようなケースが大変多うございました。今はそういうことを禁止しておるんですけども、当然それをより徹底するとか、もう一切役場内から情報を持ち出さない、また情報を扱う管理者責任、情報の程度によって扱える、操作ができる役職というのが決まっております。そのあたりもきっちり仕組みをつくって、誰も彼もが全部情報が見れない、例えば税の情報は

もう税の職員のある一定の方だけ、外部、同じ庁舎内であってもよその課のものは見えないと、そういうようなセキュリティーをしっかりとやっぱりしていかないと、余り直接関係ない情報でありましては、安易に持ち出せれば持ち出す可能性がありますので、そういうセキュリティーはしっかり対策をして徹底していきたいとは考えてます。

○10番（大西一司君） それについて、もし何かあった場合に罰則とかそういう規定は設けんのですか、どんなんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 本法には、当然個人情報の取り扱いについての罰則規定がございます。今回、庁舎内で扱う個人情報については直接の罰則規定は、条例上については罰則規定はございませんけど、別に公務員が目的外使用するかということになれば地方公務員法に抵触しますので、そういう意味で地方公務員法、関連法案には罰則規定がございますので、そちらのほうで適用があるかと思っております。当然行政処分もありますし、そういうことで対応したいと考えてます。

○10番（大西一司君） 今回の大きな報道では、もう懲戒免職というようなきついことになっておりますが、万が一そんなことにならんように前もってきちんとこの点は庁内で徹底してお願いしたいと思います。

この件については以上です。終わります。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） この間、個人情報保護条例ができたですね。それを変更するやということは、この条例ができて、ないということですか。個人情報の保護条例なんで、特定の人を識別するためにこれからいろんなことが行われるんですが、先ほども個人情報なんで大事なんじゃということで、28年1月1日からこれが施行されるんだったら、もう既に誰が庁舎内でこの個人番号を利用できるか、そしてまた外部に提出できる資料はどこまでとか、要するに目的内利用と目的外利用と内部情報で提供できる分と外部に提供できるというのを、一目瞭然でわかるような資料というのは庁舎内にあるんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） ご指摘の今の情報ですけども、あくまでも法に定められた個人情報のみしか町では利用できません。本法に定められた個人情報しか役場では取り扱えないということになってます。なおかつ、役場で取り扱える情報につきましては、先ほど言いましたように社会保障、それから税関係、それと防災分野、この3つになってございます。今後、国のほうでどんどんどんどん個人情報番号の中に情報を追加していきますので、そういうふうな面では、先般も言いましたように、2018年には金融とか医療とかが入っていくようにどんどんどんデータが追加されてますので、それによって町のほうも追加をしていくと。情報の取り扱いについては追加をして利用していくというような形になっていくと思っております。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 難しい言葉だったんで、法的に定められているという書類がどれだけか私も十分なことがわかってないのが1つと、それと今までだったら住民課に死亡届を出したら税務とか介護保険に飛ばなかった情報が、目的内利用になるんですか、目的外利用なんですか、それで停止ができるというふうに庁舎内では活用できるという意味合いなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今私が言いました取り扱う情報については、庁舎内でも、当然庁舎外でも、ですから住民の方が町外出られたとか転入された場合でも、もとい行政機関に情報を問い合わせることはできるようになるということです。ちょっと、その仕組みについては当然電子計算機でやりとりをしますんで、そのあたりの仕組みというか機器の整備というのはこれから順次行っていきますけども、法律上は今定められた情報についてはやりとりできるということになる、町内も町外についてもできるということになると思っております。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） そしたら、死亡に関することが一番わかりやすいんかもわからんけど、税金はこちらで払っておりますけど住民は町外に出とった人も、勝浦町で死亡届を出したら一切のことが停止できるというような仕組みなんですか、これは。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 死亡届については、詳しくはわかりませんが、当然医者診断書であるとかやっぱり現物を見ない限りは多分火葬埋葬許可書

とかそれが出来ない場合があると思います。例えば、よく言われるのは福祉の関係で住民票が要るとか所得証明書が要る場合には、こういうふうな今回の規定で前にいた行政機関に照会ができるということになりますけど、死亡につきましては、今言いましたように事が重大でありますので、そういう現物の書類を見るのが最低限は必要になってくるかなと思ってます。そこらあたりについては、全部電子でやりとりをして火葬埋葬許可書を出すということは難しいかなというふうには思ってます。医者診断書なりがきちんと添えられて、その書類が整わなければ許可が出ないというような仕組みになってると思います。ほんで、埋葬許可自体が、例えば社会保障、税と防災と余り関係ございませんので、その部分はこの許された情報からは外れているように理解してます。

○議長（国清一治君） 今の質問で、ほんでよかったんね。

○3番（美馬友子君） いや。

○議長（国清一治君） 死亡届を受理したときに他の町村との情報をストップさせるかという。受理したという前提がある。担当課長、わからんの。大事なことなので。勝浦町で死亡届を受理した後ということで、関連町村をストップさせるかどうか、せないかんと思う。

ちょっとすぐに即答は……。

○10番（大西一司君） 当然希望者だけのことやわな、要は。

○議長（国清一治君） 後で、ほなちょっとそこら……。

○3番（美馬友子君） ほな、今言うたことは、町内で住民課が死亡届を受理したら、介護保険も税もストップするということにつながるということですかということが……。

○議長（国清一治君） そうじゃ、ほういうことや。

○3番（美馬友子君） 今までは、年金までいけんけど、死亡届出しとんのにいろんな問題で引き落としとかあった部分がどうなるんですかという。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今言っているのは、死亡者の。

○3番（美馬友子君） 連携ができるんか、番号だけで。

○議長（国清一治君） ちょっと小休します。

午前10時07分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 利用できる事務については、第1表のところでこの事務に利用しますよということが定められてます。第2表にはそれを利用する機関、役場内の、第2表のは町長部局です、福祉課とか住民課とか。第3表が役場の機関であってもそれ以外の機関ということで、部局が違うところで教育委員会とか、今はないですけど議会が取り扱うのであれば第3表で定めていけば取り扱いができるというふうに限定されてます。

○3番（美馬友子君） 見方がわかったんで、済みません。

○議長（国清一治君） よろしいか。

○3番（美馬友子君） はい。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、質疑なしと認めます。

続いて、議案第2号について質疑のある方は発言をお願いします。

ありませんか。

なければ次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑のある方は発言をお願いします。議案第3号です。

ございませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 個人番号、番号の追加だけで添付書類の作成業務が不要になるわけですが、それは添付書類という業務って大変だったんでちょっと楽になるといいう、業務が改善できるというわけですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 全ての添付書類が省略できるというわけではございません。あくまで申請書に係る本人を特定するのに必要な書類が省略できるというだけで

ございまして、例えば執行猶予とか、減免申請の理由を証明するに当たって災害の被災証明であるとか病院での長期入院証明であるとかそういったものまで省略できるわけではございませんが、たちまちが情報連携ができるようになりまして、遠くから転入してきた方がその県のほうに問い合わせわざわざ所得証明とか課税証明をとる事務は、法律が完全に施行された以降は省けるようになるのではなかろうかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） その外部提供からの資料ということは、結局は転入された方は29年7月まではできないということだったんですか。ちょっとお聞き……。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 先ほど申し上げましたように、この情報連携の部分の法律が関連法施行後3年以内というのに基づいて本省のほうで作業を進めておりまして、私どもに厚労省からの情報で入ってきているのは遅くとも平成29年1月1日までに国の運用が開始するような施行日を設ける。さらに、そこから市町村間で実際の運用ができるのには半年を要するというので、そういうふうな施行日の参考条文が来るとしますので、簡単に言いましたら、来月でもすぐに来るかもしれませんし来年の1月になるかもしれませんしということで、具体的にいつからというのが、今の参考条文で申し上げたら29年1月1日を超えない日までにとしか申し上げることができません。

以上です。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 介護保険では情報提供がそれぐらい長い期間、便利になるのは期間がかかるということやね。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） ご本人によっては、個人番号を使用せずに自分でみずから従来の申請のやり方で町村の所得証明とかをとってくるほうがええというに考えてる人は従来のようなやり方も並行してできますので、リアルタイムにそう何回も申請が必要なケースではないと思っておりますので、たちまち抜群のサービス向上につながる

ようなものではないと思っておりますので、今のところ窓口でそういう負担が、混乱は生じないと考えております。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 個人番号が割り振られましたが、これからも個人番号じゃなくて普通の申請も可能、どの課によっても可能ということなんやね、今のことからいくと。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 全てのケースを勉強しているわけではございませんが、私が申し上げれるのは、あくまでもそれが可能なのはこのケースだけでございます。ほかのケースまで全てそうなるかどうかというのまでは確認できておりません。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 先ほど、第1号議案で外部に提供できるのが来年から始まるというたけど、介護保険に関しては29年以降にならんとできんということなんで、まだまだ外部に関連情報で提供できるというスタートは遅くなるのかなという感じがするんですけど、それは福祉課に聞いてもわからんので、いいです。

○議長（国清一治君） よろしいか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） なければ、次に移りたいと思います。

議案第4号について質疑のある議員は発言をお願いいたします。

6番 議員。

○6番（節 公一君） 議案第4号について質問しますが、先日ちょっと徳島新聞のほうに関連したような記事が載ったと思うんですが、これを改正することによって、勝浦町民にとったら小松島に新しくできる火葬場の利用料金がかなり安くなるというようなことでいいんでしょうか。今、勝浦町民の場合はほとんどが阿南と小松島でしてます。それで、阿南のほうはかなり高額になるような気がするんですが、小松島のほうが現在はちょっと安いと。それが新しくなった場合に、小松島の市民よりはちょっと高いかもわからんけどもというような内容だったんでしょ。この金額みたいなもんちゅうのは、のはおおよそのことというのはわかっただけですか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 小松島市に問い合わせをしましたが……。

○議長（国清一治君） 座ったままで。

○住民課長（笹山芳宏君） 金額等につきましては、まだ決まってはいないということでございます。

○議長（国清一治君） 笹議員。

○6番（笹 公一君） 金額は何か出とったような気がする。新聞の報道のとおり、私もちょっと覚えとらんのやけど、何か出とったような気はするんやけど。それと…  
…。

（「教えてあげたら」の声あり）

市外料金よりは、提携を結ぶことによって、定住自立圏の圏内の中ということはそれよりも安く、低い料金で利用できる。その差額は交付税か何かで補填するというようなことだったと思うんですけど、その交付税ちゅうんは、今現在1,000万円あるでしょ、定住自立圏でしとった、それを活用できるということですか。それとも、これをするによって何か新たに追加でそういう交付金をくれるということなんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事のほうから答弁……。

○6番（笹 公一君） どうぞ、結構です。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 済みません。幾らになるかちょっとわかりませんが、そのうちご本人というかご家族の負担と町が負担する部分があるんですけど、それは1,000万円の中で対応したいと考えてます。今の定住1,000万円プラス幾らということはありませんので、今いただいております関連市町村の特別交付税の1,000万円の中で対応したいというふうに考えています。

○議長（国清一治君） 笹議員。

○6番（笹 公一君） ということは、町民にとったらありがたい話やけれども、町にとったら今まであるやつの中のやりくりするだけということですね。それによって、ほかの分が影響出るやということはないんですか、今現在の使うとるやつがありますね、1,000万円をずっと。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 当然、町の負担がこの火葬場に関してふえれば他の事業にも影響する可能性はあると思います。ですから、まだちょっと料金は決まってないようなんですけども、全体の金額が抑えられれば、当然、極端な話物すごい安い金額になれば、もう町の負担は出さずに住民の方だけをお願いするという選択肢もありますし、ちょっと料金設定を見て町の負担も考えたいとは思ってます。

○議長（国清一治君） 笹議員。

○6番（笹 公一君） 先の話になるんですけど、今言いましたように阿南のほうと小松島のほうとの差があって、小松島がまた極端に安くなるというようなことで、施設も新しいと、時間も短くて済むというような話だったんですけど、小松島のほうをどんどん利用してきたらその差額を補填するということになったらかなりの金額になるということも考えられますよね。そういうところで、1,000万円の中だったら結局今までと同じなんで、ほかの事業とのやりくりということになる。新しくそれ用にくれるんだったら、町民もいいし町にとってもええかなと思うんですけども、そうではないということですね。わかりました。

○議長（国清一治君） 他に質疑はありませんか。

10番議員。

○10番（大西一司君） 一緒の質問やけど、ほんで結局町民がいかに利用しやすくなるかということなんで、ほとんどが阿南へ行っって、その金額もさることながら、今まではキャパというか非常に小さいんで金額が安うてもすぐにつかえてしまうというような状況の中であつたんで、安うて、ほいですぐ間に合うというのが一番ええわね、状況どんなんですか、施設の規模というのは。そんな、つかえて阿南行かないかんやというようなことにはならんのですか、どうなんですか、わかりませんか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○住民課長（笹山芳宏君） それも小松島市へお問い合わせをしたところですが、詳しくは今まだ検討をしておられるところですけども、現在のよりは稼働時間等をふやしたりとか、待たすようなことがないように運用していくというふうに考えておられるという返事はいただいております。

○10番（大西一司君） 規模とかそんなんわからんのやね。

○住民課長（笹山芳宏君） 規模。

○議長（国清一治君） 概要はわかっているのでは。

○10番（大西一司君） 時間をふやすったって……。

○住民課長（笹山芳宏君） 規模は、3基で同じでいって言うておられたと思うんですが。

○10番（大西一司君） 徳島市も、町長、一緒に、佐那河内、上勝ももちろんやけど、徳島市が絡んでの広域でやるちゅうことに関して補助金が出て安くなるちゅうことなんで、徳島も小松島に近いところやったらどんどん入ってくると思うんで、そういうことになったら。だから、3つや4つではどないもならんように思うけど。ほんなんわかってないん。いろいろ決めたって。わからんのやったらしゃあないけんど、間に合わなんたら何にもならん。

○議長（国清一治君） 情報持ってないん。新聞にはあっこまで載っとるけん。

小休します。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（国清一治君） 再開いたします。

10番議員に対する答弁を笹山課長からお願いします。

○住民課長（笹山芳宏君） 新しい火葬場が利用者がふえることに対応できるかというふうなご質問であったと思います。基数はやっぱり3基ということですが、受け付け順で入っていただくというようなこととか、新しい性能になりますので、現在の処理時間のほぼ半分ぐらいの1時間30分ぐらいで処理できるとか、それから運用の時間を長くするとかというふうなことで対応できるように検討していただいているという話でございます。

○議長（国清一治君） はい。

○10番（大西一司君） ほな、ほういう新しい施設というか設備、能力があって、また時間も延長ということで、このシミュレーション、十分対応できるという考えで3基でいけるということで計画しとんやね、予定しとんやね。要するに、町民がいっぱいになって、ほんなら富岡、徳島じゃというて、ほんなことなったら何しょんやわからんけん、ほんなことないんやったら、十分ほれで3基で対応できるんだったら、ほらほんでええことなんですが、ほういうことなんやね、いけるんやね。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○住民課長（笹山芳宏君） ご答弁申し上げます。

小松島市のほうからいただいております資料によりますと、小松島市のほうでも小松島市の22年度ぐらいからの火葬の件数から本町の火葬の件数、上勝、佐那河内村等の件数及び徳島市の場合も小松島市の隣接の区域の推計死亡者の20%ということで、そういうふうな数を推計を出しまして、その数に対応できるような方策をさせていただいているようでございます。

○10番（大西一司君） それやったら、その計画で進んでいくんやったらええんやけど。ほしたら、建設費も何も要らんのやね、全然。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 建設費等については負担を求めないということでございます。

○10番（大西一司君） 結構でございます。終わります。

○議長（国清一治君） 議案第4号について、他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号から議案第4号までを第二読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、本件を第二読会に付することに決定します。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。

それでは、詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方は発言をお願いします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第2号について質疑のある方は発言をお願いします。

質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第3号について質疑のある方は発言をお願いします。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第4号について質疑のある方は発言をお願いします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

以上で本件に対する詳細質疑を終了します。

お諮りします。

本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第4号までを一括して討論と採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定します。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（国清一治君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第4号までを一括して採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（国清一治君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、勝浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてから議案第4号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第8、議案第5号、平成27年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

この第一読解は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質問したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から本件の趣旨説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第5号は、平成27年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,355万9,000円を追加し、総額9億4,454万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（国清一治君） 議案第5号について町長の説明が終了しました。

これより詳細説明を求めます。

議案第5号についての説明を松本税務課長にお願いします。

松本税務課長。

○税務課長（松本重幸君） 議案第5号についてご説明をいたします。

今年度は、当初見込みより保険給付費が大幅にふえ、昨年同時期に比べましても療養給付費で117.1%、約3,800万円の増、高額療養費につきましては142%、約1,400万円ほどの増といった状況であります。今回は、今年度の残りの給付費支払いの見込みを見直しまして、補正をさせていただくものでございます。

補正予算書の6ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、8款8項1目の繰越金でございます。平成26年度の決算で確定いたしました額が2億6,310万6,000円でございますので、平成27年度の当初予算額との差額の8,355万9,000円を補正させていただきました。

続きまして、7ページのほうをごらんください。

歳出でございます。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費でございます。残りの1カ月分の支払いを約3,160万円と見積もりまして、4カ月分の不足額5,371万円を計上いたしました。

3目の一般被保険者療養費につきましては、1カ月を約61万9,000円と見積もりまして、4カ月分の不足額130万円を計上いたしました。

それから、2項の高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、1カ月の見込み額を大体約429万4,000円、これの4カ月分の不足額1,500万円を計上いたしました。

2目の退職者被保険者高額療養費は、1カ月の見積額約52万5,000円、4カ月分の不足額200万円を計上いたしました。

続きまして、3款2項1目の後期高齢者支援金でございます。今年度の支援金が確定いたしましたので、不足額の11万8,000円を補正させていただきました。

8ページのほうをごらんください。

3款3項1目前期高齢者納付金につきましても、今年度の納付額が確定いたしましたので、不足額の2万円を補正させていただきました。

それから、最後の8款1項3目償還金でございますが、平成26年度の国庫負担金であります療養給付費負担金の精査によりまして還付額が発生しましたので、1,141万1,000円を計上させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（国清一治君） 提出者の説明は終わりました。

これより総括質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方は発言をお願いします。

質疑はございませんか。

6 番 節議員。

○6 番（節 公一君） 松本税務課長に質問しますけれども、この中で特に高額療養費が一般並びに退職者ともにふえとんですが、特に一般の場合非常に大きな金額になつとんですが、これは何か特別に高度な治療を要するような人が突発的に出てきたものなのか、それとも全体的な傾向としてこういうことにあるのか。そして、今後こういう水準が続くのか。例えば来年度以降も高度ながん患者とか心臓病とかある場合に高額必要になります。そういうのが見込まれるのかどうかについて答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 松本課長。

○税務課長（松本重幸君） ご存じのように、退職者被保険者制度というのがもうなくなっておりますので、被保険者自体、毎年少なくなっていくという状況がありまして、もともと予算額自体もそう大きく組んでなかったんですけれども、今回の高額療養費該当者の名簿を見て原因等を探っておったんですけれども、今回といいますか今年度につきましては、がん治療をされている方がかなりの人数おられたと。ここらあたりが原因で高額療養費が見込み以上にふえたんかなあとということでございまして、今後につきましても、この方たちが例えば1年で終わるものか2年で終わるものか、治療というのはかなり長引く可能性がございますので、被保険者の数は減っていくんですけれども金額的には大きい治療費が見込まれるのかなと考えております。

○6 番（節 公一君） 今の、一般のほうも含めて。

○議長（国清一治君） 松本課長。

○税務課長（松本重幸君） 今のは、特に私が見ましたそのリストは退職者の高額療養者のリストの名簿の方で判断させていただきました。

○6 番（節 公一君） 退職者というのはこっちの下のほうのやね。

○税務課長（松本重幸君） そうです。

○6番（籙 公一君） ほったら、一般のほうもかなり高額なあれになつとるでしょ。そちらのほうも同じようなことが言える、何かそういう特定の方がおられるんですか。

○税務課長（松本重幸君） 一般のほうの高額療養費、退職の高額療養費、11月末現在で昨年度と今年度の1人当たりの医療費を算出しました。その結果、退職のほうは、1人当たりが昨年と比べまして2万2,977円アップしております。一般のほうが9,815円アップしたということで、全体に医療費に係る金額が増額しているというような状況でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（籙 公一君） 今回の補正を踏まえて、現在での見通し、27年度としたら単年度ではかなりの赤字、金額はまだともかくとして表現としたらかなりの赤字が見込まれるものなのか、それほどの程度でないものなのか、大ざっぱな見通しで結構ですので。

○議長（国清一治君） 松本課長。

○税務課長（松本重幸君） 私の感覚といたしましては、給付費全体で既に昨年よりも11月末現在で4,300万円ぐらい昨年よりも多い状況ですので、単年度でいいますと赤字になるのかなと思っております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（籙 公一君） 以上です。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

一点だけ、今回はもう27年度を見込んだもんと考えとんやね。

○税務課長（松本重幸君） 一応、決算見込みに近い状況です。

○議長（国清一治君） はい。

ほかにございませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） 繰り越しとか、基金やった、どれぐらい減るような計算になるんだろうか。

○議長（国清一治君） 松本課長。

○税務課長（松本重幸君） 基金につきましては、取り崩すまではいかないと思って

おります。今回補正させていただきました繰越金は、当然かなり、半分ぐらいは減るのかなという感じで黒字になるのかなという……。

○10番（大西一司君） だから、見通しとしてはどんくらいになる、金額。

○税務課長（松本重幸君） どうでしょうか。

○10番（大西一司君） 今何ぼあった、3億円何ぼあったんかいな。

○税務課長（松本重幸君） 26年度の決算額で2億6,300万円です。

○10番（大西一司君） 両方で。

○税務課長（松本重幸君） いや、繰越金だけです。

（「基金のけて」の声あり）

あ、両方で……。

○10番（大西一司君） 両方で。

○税務課長（松本重幸君） この上に1億円基金がありますので……。

○10番（大西一司君） だから、1億円プラスしたら3億円何ぼだろ。

○税務課長（松本重幸君） そうです。

○10番（大西一司君） ほんで、ほれが何ぼぐらいになる。

○税務課長（松本重幸君） 繰越金のほう……。

○10番（大西一司君） 繰り越しが半分ぐらいになるん。

○税務課長（松本重幸君） 半分まではいかないと思います。先ほど言いましたようにこのままの状況がずっと続くとは考えたくもないので、繰越金2億6,000万円が最終決算では、はっきりしたことは言えませんが2億3,000万円ぐらいになるのかなと。

○10番（大西一司君） ますます加速するような気がするんやけどな、これからこの高度医療。ありがとう。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑はございませんので、お諮りをいたします。

議案第5号を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、本件を第二読会に付することに決定

いたしました。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議なしと認めます。

それでは、詳細質疑を行います。

議案第5号について質疑のある方は発言をお願いします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

以上で本件に対する詳細質疑を終了します。

お諮りします。

本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ございませんので、本件を第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

議案第5号について、討論と採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定しました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（国清一治君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第5号、平成27年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり決定されました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 続きまして、日程第9、同意第1号、勝浦町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、そのように決定します。

町長から提出説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 同意第1号は、勝浦町教育委員会委員の任命について提案をさせていただきます。

次の者を勝浦町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

委員の住所は、勝浦町大字沼江字夫婦松37番地8。氏名、石木素子。生年月日、昭和49年9月18日でございます。ご同意いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

この採決は起立によって採決を行います。

本件、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（国清一治君） 起立者多数と認めます。したがって、同意第1号、勝浦町教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 続いて、日程第10、町民の声に対する質問を議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

9番議員井出美智子君。

○9番（井出美智子君） 先日も町内の人からこのような依頼を受けました。お年寄りが病院に入院して、付き添いをつけてほしいということをおっしゃると。仕事があって、仕事を休んで病院にお年寄りの付き添いをすると、今日のような厳しい雇用条件の中では仕事をやめなければならなくなる。入院中のお年寄りには介護保険が使えません。仕事を続けられずに非常に困っていると、仕事に行けないと。

そこで、病院の付添人に関しては資格も要らないので、シルバー人材センターから病院の付添人を派遣するようにしてほしいという要望がございました。この依頼についてどのようにお考えかお答えをいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 現在、シルバー人材センターのほうで平成25年11月から実施しております地域安心サポート事業、いわゆるワンコイン事業でございますが、その事業で対応できるかと思っております。病院の付き添いは具体的にメニューには上げておりませんが、今まで付き添いを要する人が高齢者あるいは付き添いを頼む人のほうが高齢者の場合で、実績でございますが、大体3日とか2週間程度の実績も聞いております。利用料金は、この地域安心サポート事業のとおり1時間半で1,000円ですので、仮に1日8時間お願いするとなりますと5,000円から6,000円程度にはなるかと思っております。時間帯等の相談にも応じるというようなことも聞いてますので、一度同シルバー人材センターの事務所に問い合わせただければ、会員が可能な限り対応は

できると思います。また、65歳以上の独居世帯や高齢者のみの世帯及び障害者の方のいる世帯等町内300世帯は御用聞きという形で巡回しておりますので、一度ご相談していただければと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） ありがとうございます。このことをできるだけ早急に町民に周知をしてほしいと思います。そうすれば、安心して働き続けることができると思いますので、こういう事業があって利用できるということがわかっていないから困っているんだと思うので、できるだけこの地域安心サポート事業を町民の要望に応えられるようにきめ細かく周知徹底を図ってもらいたいと思います。どうぞよろしく願います。

新年号に早速載せることはできますか、もう間に合いませんか。町の広報の。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 細部に精査しまして、次年度のチラシにはメニューとして上げるつもりでございますが、ただ一点だけ、この事業の趣旨が各家庭でのちょっとした困り事を手助けするという趣旨でスタートしたものでございます。ですから、中・長期間の作業というものが、例えば徳島県の家政婦協会であるとかそのあたりと精査しまして、堂々と周知してよいものかどうかとする時間が必要でございますので、広報1月号にすぐというふうにはまいりませんが、そのあたり整理できましたら早いうちに周知と次年度のチラシのメニューにも加えるような前向きな検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（国清一治君） よろしいか。

次年度、次年度ということは28年度。

○福祉課長（大西博己君） 28年度にチラシと広報で周知します。

○9番（井出美智子君） とりあえず、今応援を求めておられる方は急いでいると思うので、人材センターに連絡をするようには個人的に連絡をとらせていただきます。早急な対応をどうぞよろしく願います。

○議長（国清一治君） 続きまして、1番議員仙才守君の説明を求めます。

仙才守君。

○1番（仙才 守君） それでは、説明をさせていただきます。

質問の件名としましては、ケーブルテレビの料金についてでございます。

来年度から楽ビジョンが撤去されます。このことに伴いまして、ケーブルテレビの料金表の改定が必要になるのではないかと私は考えております。具体的には、インターネットに接続をしない住民、これは今までは楽ビジョンがあったために、使ってる使っていないは別にしまして、インターネットに接続をされるような仕組みになっておりました。リモコンを使えばインターネットに接続ができたわけですが、それを撤去するということになりますと、住民の中にはパソコンとかそういう機器を持っていない住民が出てまいります。その方は絶対にインターネットには接続できないわけです。そういう状況になりましたら、インターネットに接続するためには、NTTなんかを例にとりますと、まず回線料、これはフレッツ光とか何かいろんな名前がありますけれども、あるいは無線であるとか、回線料とそれとインターネット接続料金、これはプロバイダー料金というふうにも言われますけれども、その2つで構成されている中で、プロバイダー料金というのを接続しない場合は減額するべきではないかというふうに考えてます。言うなれば、高速道路があると、皆から入場料を取ってるけれども、車を持ってない人、運転免許を持ってない人に高速料金を請求するようなもので、非常に不都合というか社会常識に反してるんじゃないかというふうに思っております。この分についてどのようにお考えかご回答をお願いいたします。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今回、利用が少ないということで楽ビジョンを廃止するという決定をさせていただきました。この楽ビジョンについて、インターネット分を減額できないかというようなご質問でございますけれども、今現在の2,570円の料金でございますけど、これにつきましてはインターネットと、それとケーブルテレビ、IP電話、もういつも申し上げております、この3つがセット料金になっております。現実的には楽ビジョンを使用してもしなくてもインターネット代は使用料金の中に含まれておるといような算式というか料金になってますので、今後楽ビジョンでインターネットを見れないとか町の情報を見れないという方につきましては、先ほど言いましたように利用がないということで廃止をさせていただきました。

ので、この利活用についてはこれから費用対効果も考えながら利用を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） それでは、もう少し具体的な質問をさせていただきます。

2,500円幾らですか、その内訳を教えてください。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 内訳については、この3セット込みでこの料金に設定しておるといってございます。以前に、これを個別料金にしますと、それぞれ金額を申し上げましたけど、大体8,000円弱ぐらいになるということで、それぞれの個別料金にした場合は金額をお示しいたしました。今回の2,570円についてはもう全て含めてこの料金に設定したというふうに聞いております。

○議長（国清一治君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 2,500円幾らですか、その査定の根拠を聞いてるんです。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 当初、この2,570円に設定したときの根拠を私のほう認識しておりませんので、業者等にも確認して、もしいい説明ができるんならばご説明したいと思っております。私のほうでは、先ほど言いましたようにもうこの3セットでこの料金に設定したということしか聞いておりません。

○議長（国清一治君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 見積書が出てるでしょ、その見積書の内容を聞いてるわけです。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 当時、10年前ですのでそのあたり調べてみまして、もし見積書があればご提示したいと思っております。

○議長（国清一治君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） 8,000円幾らというのがまた理解できない数字で、本町のケーブルテレビは設備はこちら側がしてるわけですから、どういうあれで8,000円になるのかがよくわからんのですが、別々にした場合というのが。それで、2,000円幾らが出たときの根拠で私が推測するには、装置代は除外されるわけですから、多分回

線の保守料と回線に対するプロバイダー料から構成されてるはずなんです。通常、Q U O L I A のプロバイダー料金というのは1,000円です、今インターネットで調べたってわかります。N T T の場合はプロバイダーはいろんな業者から選定できるようになってまして、本町の場合は多分Q U O L I A 1 プロバイダーだと思いますけれども、N T T の場合ですと800円とか1,000円とか1,200円とか業者によって違います。それが算定の根拠になってると思うんです。

例えば、I P 電話だったらインターネット使いませんから、接続しませんから、テレビもそうです。インターネットだけをしないという選定をした場合は、プロバイダー料金は業者のほうも要らないはずなんです。だから、減額できるというふうに考えとんですけど、いかがですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 細かい算式というか積み上げは覚えておりませんが、これまでにこの個別料金の話が出まして、この3つを分けるという前提で業者さんとの話を、料金設定をしたときに8,000円は超えてなかったですけど近い金額で一応提示がされて、皆さんにお示しした経過がございます。そのあたりの、おっしゃるように本来であれば機械も含めたんを乗せての積算になると思いますけど、これは町の機器ですのでそういう機器代はのけての金額で当然あろうと思いますけども、その中身については詳しく承知してませんので、調べてみたいと思います。

○議長（国清一治君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） そうすると、その2,500円幾らというのは料金改定とかは毎年やらずにずっときてる、延長できてるということでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） I R U 補修サービスの契約の中で、10年間は2,570円を継続するという契約になってますので、今までそれで来ております。繰り返すようになりますけど、業者さんの提示では、今言った、かなり個別料金にするには高なるということでございまして、今来年度からのI R U の更新がございますので、それについても現料金を維持していくというところで協議をしております。

○議長（国清一治君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） N T T との料金については、私もちょっと調べてみたんです

けど、サービス内容に応じた料金体系になってます。例えば、ほとんどの人は2,500円幾らでしょうけど、例えばメールアドレスをたくさん使う人は1アドレスについて200円幾らだとか、あるいはサーバーを使う人はグローバルIPというのがあ
るんですけどその固定料金であるとか、使ってる人が少ないからみんな一緒なのかもわからんですけれども、サービス内容に応じた料金体系になってるんです、現在も。だから、その中でプロバイダー、もうインターネットに接続しませんという人が出てきても別に不思議はないと思うんです。いずれにせよ、基本料金の、実際に払ってるわけですからその金額の根拠をはっきりさせる必要があると思いますけど、それいつわかるんでしょうか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そんなに時間はかからんと思います。きょう問い合わせれば二、三日中には当然ご回答がいただけるものと思っております。

○議長（国清一治君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） さっきも言いましたように、料金を決めたときの見積もりの査定額、文書があるはずですよ。一声で2,500円にしよかというて決めたわけではないんで、積み上げてるはずですから、それを調べてほしい。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 繰り返すようになりますけども、当初の見積もりの根拠、見積もりとかそういう算定方式がありましたらお示ししたいと思っております。

○1番（仙才 守君） よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（国清一治君） 以上で町民の声に対する質問は終わりました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で12月会議の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時17分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員